

キーメイト損害保険部署からの緊急報告書

—年々激しくなる自然災害に対して—

今や異常気象が通常気象になっている現在、緊急ニュース速報で「大雨特別警報」が頻繁に発令されることもめずらしい事ではなくなってまいりました。地球温暖化の為なのでしょうか、我々の周辺環境は間違いなく大きな変化の中に巻き込まれている様です。

そして毎年の様に大型化した台風が複数回上陸し、突風や竜巻による風災や長時間にわたる集中豪雨による崖崩れや土石流、そして下流域では、浸水被害等の水災などで多くの人々がそれらの被害に苦しんでおります。

そんな多くの自然災害に対し第一の防衛策が、「**損害保険**」という大きな傘なのです。皆様方の中で、自宅やアパート・マンション等加入されていないケースはほとんどないことでしょう。一見、建物の「火災保険」としてご加入頂いているケースが一般的なので、火災以外による被害はあまり対象にならないのではないかと思われるがちですが、実は「落雷・風災・雪災・水もれ・破壊行為・盗難・水災」全般が補償されているケースがほとんどなのです。

しかしながら、もう一つの自然災害である「地震」につきましては、本来の火災保険に付帯して加入して頂く保険でありますので、誤解のない様ご注意をお願いいたします。たとえば、大地震の際に火災が発生した場合は、原則として火災保険の補償もないことを確認しておいて下さい。もちろん、地震による建物の倒壊も地震保険の対象にはなりますが、建物再建額の全額が補償される訳ではなく、保険価格の50%を上限としています。

